

志太・榛原地域救急医療センター条例の一部を改正する条例

志太・榛原地域救急医療センター条例（昭和57年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

| 診療日 | 診療時間 |
|------------|-------------------|
| 月曜日から金曜日まで | 午後7時30分から午後10時まで |
| 土曜日及び日曜日 | 午後7時30分から翌日午前7時まで |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。